#### 第47回横須賀市社会福祉審議会

(2024. 1.31)

障害福祉専門分科会 資料 1 一 3

全 体 会 資料2-3

第7期横須賀市障害福祉計画(第3期横須賀市障害児福祉計画を含む) (案)に関するパブリック・コメント手続(意見募集)の結果について

#### 1 意見募集期間

令和5年(2023年)11月17日(金)から12月6日(水)まで

#### 2 意見提出者数及び意見件数

13人の方から89件の意見の提出がありました。

#### ■ 提出状況

#### ■ 章別の件数

提出方法	人 数
直接提出	2人
郵送	0人
ファクス	2人
E-mail	9人
その他	0人
슴 計	13人

項目名	件数	
第1章 計画策定の基本的な考え方	1 件	
第2章 障害者をとりまく現状	0件	
第3章 成果目標		
福祉施設の入所者の地域生活への移行	0件	
精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築	1 件	
地域生活支援の充実	0件	
福祉施設から一般就労への移行等	6件	
障害児支援の提供体制の整備等	7件	
相談支援体制の充実・強化等	6件	
障害福祉サービス等の質の向上	4件	
第4章 障害福祉サービス等の見込量等		
訪問系サービスの見込量	1 件	
日中活動系サービスの見込量	12件	
居住系サービスの見込量	14件	
相談支援の見込量	2件	
障害児通所支援等の見込量	2件	
相談支援事業等の見込量	1 件	
意思疎通支援事業の見込量	1 件	
日常生活用具給付等事業の見込量	0件	
移動支援事業および日中一時支援事業の見込量	10件	
地域活動支援センター事業(地域作業所含む)の見込	6件	
量		
その他計画を推進するにあたって留意すべき視点	3件	
第5章 計画の推進体制等		
その他、意見や要望		
숌 計		

#### 3 提出された意見の概要及びそれに対する考え方

#### 第1章 計画策定の基本的な考え方(P. 1~P. 2)

No.	意見の概要	件数	考え方
1	今回の計画は、「誰もが自分らしく幸せに	1	障害のある人も含むすべての市民にとっ
	生きられるまち」という Yokosuka ビジョ		て分かりやすい内容とすることを意図し
	ンの目標に基づき、分かりやすく市の考え		て策定していることを明示するため、第3
	方を伝えていて、障害当事者を含む市民に		章の冒頭に、「本計画では、各目標に対す
	寄り添ったものと評価する。		る本市の課題や取り組みを分かりやすい
	このスタンスを継続することを明確にす		形で整理して示すため、各項目を「現状・
	るためにも、第1章に「今回策定した計画		課題」、「成果目標等の設定の考え方」、「目
	は第3章第4章に、具体的課題ならびに目		標達成に向けた取り組み」の構成とし、そ
	標達成に向けた取り組みを記載しました。		<u>れぞれ本市の考えを記載しています。」</u> と
	行政の方向性を示すことにより「誰もが自		の記載を追加します。
	分らしく幸せに生きられるまち」の実現に		また、第4章の冒頭にも、「第3章になら
	資するものであることを明らかにしてい		い、本章の各項目も、「現状・課題」、「見
	ます。」との記載の追加を希望する。		込量の設定の考え方」、「見込量達成に向け
			た取り組み」の構成とし、それぞれ本市の
			考えを記載しています。」との記載を追加
			します。

#### 第2章 障害者をとりまく現状 (P. 3~P. 24) 意見なし

#### 第3章 成果目標

(1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行 (P. 26~P. 27) 意見なし

#### (2) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築 (P. 28~P. 29)

No.	意見の概要	件数	考え方
2	地域移行にあたっては、地域包括ケアシス	1	いただいたご意見を念頭に置いて引き続
	テムの構築やアウトリーチなど、長期的に		き対応していきます。
	関わる体制が必要であることも念頭に置		
	いて対応してほしい。		

#### (3) 地域生活支援の充実 (P. 30~P. 32) 意見なし

# (4) 福祉施設から一般就労への移行等 (P. 33~P. 34)

No.	意見の概要	件数	考え方
3	一般就労について、企業側が障害者雇用を	1	障害のある人の一般就労の促進や職場定
	検討するハードルを下げられるような取り		着は、経済的自立や社会参加による生きが
	組みや、企業が安定的・継続的に障害者雇用		いを生み出すという点で、本市としても重
	ができるような配慮をしてほしい。		要な施策であると認識しています。
4	一般就労に向けた企業実習や定着支援をも	1	いただいたご意見については、今後の施策
	っと充実させてほしい。		検討の参考にさせていただきます。
5	職場定着支援の職員の増や、処遇改善を図	2	
	ってほしい。		
6	特に支援学校を卒業する学生など、早期に	1	
	雇用ニーズを把握し、ニーズにマッチする		
	雇用先の募集や誘致をしてほしい。		
7	求人票に、企業側が提供している配慮や、	1	ハローワークの求人票の項目は全国統一
	受け入れ可能な障害の種類・特性も記載し		の内容であると認識していますので、対応
	てもらえれば、採用のミスマッチが減ると		は難しいものと考えますが、ご意見は機会
	思う。		をとらえて関係機関等と共有したいと思
			います。

# (5) 障害児支援の提供体制の整備等 (P. 35~P. 37)

No.	30 障舌児又抜の旋供体制の登開寺(P. 307 意見の概要	件数	考え方
8	主に重症心身障害児を支援する事業所数の	1	令和5年11月現在、市内の主に重症心身障
	目標について、現状の事業者数を踏まえ、		害児を支援する事業所は3カ所存在し、現
	「5カ所以上」としたほうがよい。		在の案における目標を達成しています。
			そこでご意見を踏まえ、より高い目標を設
			定するため、成果目標を「 <u>5カ所以上を確</u>
			<u>保</u> 」に変更します。
			また、成果目標・活動指標の設定の考え方の
			うち、当該目標の説明文について、「主に重
			症心身障害児を支援する障害児通所支援事
			業所については、令和5年 <u>11月</u> 現在で市内
			に <u>3カ所</u> 存在しますが、さらなる拡大を目
			指し、令和8年度末までに少なくとも <u>5カ</u>
			<u>所</u> を確保することを目標とします。」に修正
			します。
9	ペアレントトレーニング等の支援プログ	1	現在ペアレントトレーニング等の支援プ
	ラムの指標について、「実施者数(支援者)」		ログラムは、市内では専門機関である療育
	を指標とする必要性があまり感じられな		相談センターのみで実施しており、計画期
	いので、削除したほうがよい。		間中に実施者が増えることは見込んでい
			ません。
			そこでご意見を踏まえ、 <u>活動指標の「実施</u>
			者数 (支援者)」については削除します。
10	医療的ケア児を受け入れることができる	1	活動指標の設定のとおり、各年度1カ所ず
	放課後等デイサービス事業所を増やして		つ増やしていくことを目指し、支援者の養
	ほしい。		成等の取り組みを検討していきます。
11	発達障害が疑われるときの相談先を充実	1	行政機関の相談窓口のほか、発達支援コー
	してほしい。		ディネーターの養成などを通じ、保育園等
			でも一次的な相談が受けられるような体
			制づくりを検討していきます。
12	「幼稚園、保育園、学校生活等の課題につ	1	ご意見を踏まえ、目標達成に向けた取り組
	いて、教育委員会と連携をもった取り組み		みのうち、「保育所、幼稚園、認定こども
	をします」との記載の追加を希望する。		園、学校等における障害理解の促進を図り
			ます。」とあるところを、「~障害理解の促
			進を図るとともに、これらの場における課
			題の解決に向けて、教育委員会等の関係機関しませんでいません。
			関と連携して取り組んでいきます。」と修
			正します。

13	「医療的ケア児及びその家族に対する支	1	ご意見を踏まえ、目標達成に向けた取り組
	援に関する法律」に対する市のスタンスを		みに、「医療的ケア児の支援にあたっては、
	明確にするために、「法の理念に沿った対		「医療的ケア児及びその家族に対する支
	応をします。」という記載を希望する。		援に関する法律」の理念に沿って対応しま
			<u>す。</u> 」との記載を追加します。
14	医療的ケア児の実態が把握できる仕組み	1	医療機関等の関係機関と情報連携しなが
	を考えてほしい。		ら、医療的ケア児の人数やニーズを把握で
			きる仕組みづくりを検討します。

## (6) 相談支援体制の充実・強化等 (P. 38~P. 39)

No.	意見の概要	件数	考え方
15	相談支援事業所の数や相談支援専門員の	2	令和5年度に、市内5カ所の障害者相談サ
	人数を早急に増やしてほしい。		ポートセンターの相談支援専門員を2人
			から3人に増員するなど、本市としても対
			応を進めていますが、十分ではない状況で
			あることは認識しています。
16	相談支援員の処遇改善と労働環境の整備	1	「複数の相談支援事業所における協働モ
	を早急にしてほしい。		デル事業」の実施により、まずは相談支援
			事業所の報酬額のアップや連携強化を図
			ることで相談支援員の処遇を向上するこ
			とから進めていきたいと考えています。
17	相談支援専門員の質とはどのようなこと	1	相談支援専門員の質を具体的に示すこと
	を指すのか、質を向上するためにどのよう		は難しいですが、基幹相談支援センターに
	な施策をしようとしているかを知りたい。		配置された主任相談支援専門員を中心に
			指導・助言を行ったり、障害とくらしの支
			援協議会の相談支援部会における地域会
			議の実施による相談支援専門員同士の連
			携強化を図ったりすることにより、スキル
			や対応力の向上を図ります。
18	福祉や医療などの専門職の連携により、相	1	福祉や医療機関で構成される既存の協議
	談支援の充実を図ってほしい。		会等において連携を図ることで、相談支援
			の充実を図っていきます。
19	相談支援専門員の仕事を色々な媒体や場	1	相談支援専門員の重要性を啓発する機会
	で知る機会を設けてほしい。		を創出できないかを検討します。

## (7) 障害福祉サービス等の質の向上 (P. 40)

No.	意見の概要	件数	考え方
20	グループホームの支援員の質が今どのレ	1	グループホームの支援員の質を具体的に
	ベルなのかと、どれくらいの質にしようと		示すことは難しいですが、基幹相談支援セ
	しているかを明示してほしい。		ンター等による研修等の実施により、知識
			や支援力の向上を図ります。
21	重度障害のある人を支援できる人材を増	2	強度行動障害支援者養成研修や喀痰吸引
	やしてほしい。		研修等の受講促進のための助成制度の検
			討などにより、重度障害のある人を支援で
			きる人材の育成を図ります。
22	研修の活用や、同業者との関係性の構築に	1	基幹相談支援センター等による研修等を
	より、福祉に関わる支援者全体の質の向上		実施するほか、既存の協議会等を通じた連
	を図ってほしい。		携強化により、障害者福祉に関わる支援者
			全体の質の向上を図ります。

## 第4章 障害福祉サービス等の見込量等

#### (1) 訪問系サービスの見込量 (P. 42~P. 43)

No.	意見の概要	件数	考え方
23	重度訪問介護を障害児も利用できるよう	1	重度訪問介護の対象者は、原則として 18
	にしてほしい。		歳以上の重度の肢体不自由者、または知的
			障害者もしくは精神障害者で常時介護が
			必要な人と定められており、
			「15 歳以上の障害児であって、児童相談
			所長が必要性を認めた場合」を除いては、
			障害児が重度訪問介護を利用することは
			できません。
			このため、障害福祉サービスやその他のサ
			ービス等を組み合わせること等により、必
			要な支援を提供することができないか、
			個々の状況に合わせて一緒に考えていき
			ます。

## (2) 日中活動系サービスの見込量 (P. 44~P. 47)

	2) 日中沽動糸サーヒスの見込量(P. 44~F	<u> </u>	ا ۸ مد
No.	意見の概要	件数	考え方
24	「見込み量には、令和5年度及び令和7年	1	ご指摘いただいた内容のとおり誤りがあ
	度に、地域活動支援センターから生活介護		りました。大変申し訳ありませんでした。
	事業所に2カ所が移行することを考慮し		ご指摘を踏まえ、生活介護の見込量を修正
	ています」とあるが、令和5年度に移行し		し、見込量の設定の考え方の当該見込量の
	た事業所は1カ所で、かつ移行したサービ		説明文を、「生活介護については~積算し
	スは就労継続支援B型のため、記載内容と		ました。また、見込量には、令和7年度に、
	生活介護の見込量を修正したほうがよい。		地域活動支援センターから生活介護事業
			所に2カ所が移行することを考慮してい
			<u>ます。</u> 」に修正します。
25	障害のある人の日中活動の場をもっと増	1	日中活動系のサービス事業所については、
	やしてほしい。		市内のニーズを充足できるよう、市として
26	障害のあるこどもが大人になった時の居	1	対応を引き続き検討していきます。
	場所を用意してほしい。		
27	生活介護事業所が責任をもって利用者を	1	事業所によって人員体制など状況が様々
	送迎することを基本にしてほしい。		であるため、送迎を行うことを基本とする
			ことは難しいと考えますが、利用者を送迎
			できる運営体制としてもらうよう、市とし
			て引き続き事業所に働きかけていきます。
28	生活介護事業所では通所しないと報酬の	1	日頃から障害のある人それぞれの事情に
	請求ができないため、事情があって通所で		寄り添ってご対応いただきありがとうご
	きない人の支援は事業所が持ち出しで対		ざいます。
	応している。		国の報酬制度に関わるご意見ですので、た
	それを救える制度を検討してほしい。		だちに対応することは難しいと考えます
			が、いただいたご意見を今後の施策検討の
			参考とさせていただきます。
29	市内に宿泊型自立訓練事業所を作ってほ	1	まずは市内で施設入所支援事業等を行っ
	しい。		ている法人に対して、新たに設置すること
			ができないか、働きかけていきます。
30	就労継続支援B型の工賃アップを図って	1	工賃のアップに向けて、施設の授産品の販
	ほしい。		路拡大など、市としてできる限り協力して
			いきたいと考えています。
31	市内に短期入所施設が不足している。特に	4	短期入所のニーズに対する施設の不足に
	緊急時に短期入所ができる施設を早急に		ついては認識しており、市として対応を引
	作ってほしい。		き続き検討していきます。
			また、緊急時の短期入所については、地域
			生活支援拠点の整備を進める中で、受け入
			れ体制の構築を図っていきます。

32	緊急時の短期入所のコーディネートにつ	1	現時点で具体的なコーディネートの仕組
	いて、具体的にどのような仕組みにしよう		みのイメージはお示しできませんが、地域
	としているかを明示してほしい。		生活支援拠点の整備を進める中で、市内の
			相談支援事業所や短期入所事業所等と連
			携しながら仕組みづくりを進めていきま
			す。

## (3) 居住系サービスの見込量 (P. 48~P. 50)

No.	意見の概要	件数	考え方
33	重度の障害のある人が入居できるグルー	6	「見込量達成に向けた取り組み」に記載し
	プホームを市内に作ってほしい。		ている取り組み等の検討を進めることに
34	肢体不自由のある人のグループホームを	1	より、重度の障害のある人や肢体不自由の
	市内に作ってほしい。		ある人が入居できるグループホームの増
35	グループホームの職員の育成と、その人た	1	と、職員の育成や職場環境の質の向上を図
	ちが離職しないような職場環境づくりに		ります。
	取り組んでほしい。		
36	グループホームに外部の居宅介護を利用	2	現在の国の制度の経過的措置が今後どの
	できる制度を検討してほしい。		ようになるかを見極めたうえで検討した
			いと考えています。
37	グループホームについて災害時の備えや	1	具体的にどのような備えが必要かなど、ま
	意識が不足していると感じるので、いざと		ずはグループホームの事業者と意見交換
	いう時のための準備を呼びかけてほしい。		できないか検討したいと思います。
38	グループホームについて、希望する人がき	1	グループホームについては、引き続き現状
	ちんと入居できる体制を具体的に作って		の把握に努め、必要な施策を検討していき
	いってほしい。		たいと考えています。いただいたご意見に
39	グループホームで週末や祭日に利用でき	1	ついては、今後の施策検討の参考にさせて
	ないところがあり、週末等に帰宅を余儀な		いただきます。
	くされるので、その状況を解決する制度・		
	方法を考えてほしい。		

40	グループホームのサービスに関するトラ	1	グループホームでは、指定運営基準に基づ
	ブルがあった場合の、解決のための相談先		き、苦情解決の相談窓口を設置し、苦情受
	を示してほしい。		付担当者及び苦情解決責任者を定めるこ
			となどにより、サービスに関するトラブル
			等に対して、適切に対応することとなって
			います。
			このほか、苦情等の相談窓口として、神奈
			川県社会福祉協議会に設置されている「か
			ながわ福祉サービス運営適正化委員会」が
			あります。
			また、苦情等の内容によっては、本市の障
			害福祉課や指導監査課も相談を受け付け
			ています。

## (4) 相談支援の見込量 (P.51~P.53)

No.	意見の概要	件数	考え方
41	特別支援学校高等部の卒業生の計画作成	1	療育相談センター以外の相談支援事業所
	がセルフプランになってしまう現状の問		が新たに計画を作成しやすくなるような
	題は改善を図ってほしい。		取り組みの検討を進めることで、改善を図
			っていきたいと考えています。
42	障害児の計画作成をセルフプランに切り	1	ご意見を踏まえ、見込量達成に向けた取り
	替えるのはやむを得ない措置として記載		組みのうち、「横須賀市療育相談センター
	されていると考えるため、誤解のないよう		に障害児の計画の作成が極端に集中して
	に「セルフプランでの対応が可能な学齢児		いる状況を緩和させるため、セルフプラン
	の~」という文章の前に、「当面の措置と		での対応が~」とあるところ、「横須賀市
	して」と記載の追加を希望する。		療育相談センターに障害児の計画の作成
			が極端に集中している状況を緩和させる
			ため、 <u>当面の措置として、</u> セルフプランで
			の対応が~」と修正します。

# (5) 障害児通所支援等の見込量 (P. 54~P. 57)

No.	意見の概要	件数	考え方
43	早い時間から開所していたり、延長利用が	1	令和6年度の障害福祉サービス等の報酬
	できたりする放課後等デイサービスや日		改定の検討の中で、放課後等デイサービス
	中一時支援事業所を増やしてほしい。		事業所の開所時間の延長についての議論
			も行われていると聞いています。
			そのため、まずは国の動向を見守りたいと
			思います。

44	放課後等デイサービス事業所が増えたこ	1	放課後等児童デイサービス事業所は年々
	とによる影響を調査してほしい。		事業者数が増加していますが、それに応じ
			て様々な課題も生まれていると認識して
			います。
			今後施策を進める中で、必要に応じて実態
			調査なども検討したいと思います。

## (6) 地域生活支援事業 相談支援事業等の見込量 (P. 58~P. 62)

No.	意見の概要	件数	考え方
45	成年後見制度の推進にあたって、手続きの	1	市や「よこすか成年後見センター」を中心
	煩雑さを解消するための具体的な取り組		に、関係機関と連携しながら成年後見制度
	みを検討してほしい。		の利用促進を図っていく中で、手続きの煩
			雑さを解消する取り組みも検討していき
			ます。

## (7) 地域生活支援事業 意思疎通支援事業の見込量 (P. 63~P. 65)

No.	意見の概要	件数	考え方
46	重度の知的障害で、自分の思う通り言葉が	1	現在の意思疎通支援事業は聴覚障害のあ
	出ない人も、意思疎通支援事業の対象者に		る人や盲ろう者、失語症者を対象としたも
	してほしい。		ので、派遣する人材も手話通訳者や要約筆
			記者が主であるため、知的障害のある方の
			対応は難しいですが、いただいたご意見を
			今後の施策検討の参考とさせていただき
			ます。
			なお、入院時の医療従事者とのコミュニケ
			ーション支援については、「重度障害者等
			入院時コミュニケーション支援事業」の利
			用が可能な場合があります。

## (8) 地域生活支援事業 日常生活用具給付等事業の見込量 (P. 66~P. 67) 意見なし

## (9) 地域生活支援事業 移動支援事業および日中一時支援事業の見込量 (P. 68~P. 70)

No.	意見の概要	件数	考え方
47	移動支援のヘルパーの報酬単価の見直し	1	移動支援事業については、報酬やルールな
	を早期に行ってほしい。		ど多くの課題があると認識しています。
48	通所先への移動支援を充実してほしい。	1	これらの諸課題について、障害とくらしの
49	移動支援のグループ送迎の利用が伸び悩	1	支援協議会の移動支援部会において制度
	んでいることについて、アンケートを行う		の見直しに向けた検討を進めながら、課題
	など原因をきちんと追究したほうがよい。		解決と周知に向けて取り組んでいきます。
50	移動支援事業のヘルパーの認知度が低い	1	
	ので、もっと多くの人にその仕事を知って		
	もらいたい。		
51	自力で通所できるよう訓練するための移	1	
	動支援の利用の仕組みはぜひ整えてほし		
	۷۱ <sub>°</sub>		
52	移動支援事業の運用ルールを作り、事業者	1	
	と利用者に周知してほしい。		
53	誰が責任をもって移動支援事業の利用目	1	
	的や方法を説明するかを明確にしてほし		
	۷۱°		
54	移動支援事業の利用方法について、契約時	1	移動支援事業については、本市と移動支援
	に事業者側から口頭と書面での説明と、書		事業者との業務委託契約書に基づき、「利
	面の利用者への提出を義務化してほしい。		用の申込みの際に、利用申込者に対して、
			運営規程の概要、従事者の勤務体制、その
			他の利用申込者のサービスの選択に資す
			ると認められる重要事項を記載した文書
			を交付して説明を行い、サービスの提供の
			開始について利用申込者の同意を得るこ
			と」としています。

55	ルール通りに移動支援事業者が利用者を	1	移動支援事業については、本市と移動支援
	送り届けないなど、利用者の安全に関わる		事業者との業務委託契約書に基づき、「本
	事案が出た時の通報先や、ルール違反を指		市は、必要に応じ、移動支援事業者に対し
	導する機関を作ってほしい。		て、業務の執行状況及び経理内容について
			報告を求め、又は調査若しくは監査をする
			ことができる」こととしています。
			したがって、利用者の安全に関わる事案が
			出た時の通報先やルール違反を指導する
			機関は、本市の障害福祉課となります。
			なお、事案等の内容によっては、本市の指
			導監査課と連携して対応する場合もあり
			ます。
56	自宅と事業所が近いなどの理由で移動支	1	ご意見のような事例も考慮しながら、移動
	援が認められない事例があるが、本当に困		支援の利用のルール等を検討していきま
	っている人については事情を汲んで支給		す。
	決定をしてほしい。		

# (10) 地域生活支援事業 地域活動支援センター事業(地域作業所含む)の見込量 (P. 71~P. 72)

No.	意見の概要	件数	考え方
57	「令和4年度末に1カ所の地域活動支援	1	ご指摘いただいた内容のとおり表現が正
	センターが障害福祉サービス事業所に移		しくありませんでした。大変申し訳ありま
	行し、1カ所が事業を廃止しています。」		せんでした。
	とあるが、障害福祉サービス事業所に移行		ご指摘を踏まえ、見込量の設定の考え方の
	したのは正確には令和5年4月1日なの		当該見込量の説明文を、「令和4年度末に
	で、表現を修正したほうがよい。		1カ所の地域活動支援センターが障害福
			祉サービス事業所に移行し、1カ所が事業
			を廃止しています。~」とあるところ、「 <u>令</u>
			和4年度末に1カ所の地域活動支援セン
			ターが事業を廃止し、令和5年度当初に1
			カ所の地域活動支援センターが障害福祉
			サービス事業所に移行しています。~」に
			修正します。
58	規模の小さい施設や作業所であっても、安	2	地域活動支援センターや地域作業所につ
	定的に経営できるように配慮してほしい。		いては、市と事業所で今後も話し合いを重
59	地域活動支援センターの役割を明確にし、	1	ねながら、今後の役割やあり方の整理を進
	どの地域にどのように整備していくかを		めていきます。
	考えてほしい。		そのうえで、障害福祉サービスへの移行が
60	地域活動支援センターで通所できなくな	1	難しい事業所については、整理した役割に
	った人の支援をしているが、少ない職員で		基づく事業所運営が今後も安定的に継続
	どこまで支援できるかが課題になってお		できるよう、市として必要な支援を行って
	り、今後について一緒に考えてほしい。		いきたいと考えています。
61	地域活動支援センターの今後のあり方や	1	
	方向性について、市と事業所で継続して話		
	し合いの場を持ってほしい。		

#### (11) その他計画を推進するにあたって留意すべき視点 (P. 73~P. 75)

		-	
No.	意見の概要	件数	考え方
62	共生型サービスのニーズ把握をしたうえ	1	共生型サービスについては、市内では、生
	で、まずは実際に市内に事業所を作ってほ		活介護事業所が1カ所指定されているだ
	LV.		けであり、認知度も低いことから、まずは
63	障害者とその親が一緒に住むことのでき	1	当事者や事業関係者への制度の周知を図
	る複合施設の存在について、積極的に周知		ることから進めたいと考えています。
	を図ってほしい。		

64	65 歳を過ぎてのサービス利用について	1	65 歳以降も継続して障害福祉サービスの
	は、一人ひとりの意思を尊重して、丁寧に		利用を希望する場合には、一律に介護保険
	対応してほしい。		サービスを優先させるのではなく、一人ひ
			とりの意思を尊重し、個々の状況に応じて
			支給決定するよう、丁寧に対応していきま
			す。

第5章 計画の推進体制等 (P. 76) 意見なし

#### その他、意見や要望

	の他、意見や要望	/tl. \\\/!	++ > _L
No.	意見の概要	件数	考え方
65	人材確保のためにも、ホームヘルパーや施	4	今後、令和6年度に障害福祉サービス等の
	設職員など、障害者福祉の従事者につい		報酬改定が行われる予定であるため、まず
	て、仕事の内容に見合った報酬にしてほし		は国の動向を見守りたいと思います。
	٧١°		
66	訪問指導事業による障害者に対する機能	1	本市の健康増進課で実施している「訪問指
	訓練やリハビリについて、実態や実績を明		導事業」は、機能訓練やリハビリを目的に
	らかにし、また理学療法士の事業所巡回に		継続的に実施するものではなく、療養上の
	ついて、現状と方向性を計画に落とし込ん		保健指導が必要な 40~64 歳の人とその家
	でほしい。		族を対象に、理学療法士や管理栄養士等が
			訪問して必要な指導を行うものです。
			また、本市の障害福祉課が実施している理
			学療法士の事業所巡回については、本計画
			が国の基本指針に基づいた成果目標やサ
			ービス見込量を定めるものであるため、現
			状や方向性を記載することは難しいです
			が、理学療法士を配置することができない
			事業所にとっては、必要な事業であると認
			識しているため、今後も引き続き実施して
			いきたいと考えています。
67	障害のある方の施設を市内に作る際に、近	1	個々の施設ができる際の住民説明会等に
	隣住民の方々への説明会を市が仲立ちす		市が参加することは難しいと考えますが、
	るなど、施設が地域と良い関係を作ること		広く市民に対する障害のある方への理解
	ができるよう支援してほしい。		促進のための啓発は、今後も引き続き行っ
			ていきます。
688	野比に送迎ができる生活介護事業所がな	1	利用者のニーズを満たす事業所が市内に
	ν̈°		バランスよく設置されることが望ましい
			という観点から、今後の施策検討の参考に
			させていただきます。
69	地域には、実態が把握できていない、引き	1	いただいたご意見を念頭に置いて引き続
	こもりや困りごとを抱えた人が多く存在		き進めていきます。
	しているということを考慮して施策を進		
	めてほしい。		
70	紙おむつの支給について、年齢によって金	1	限られた財源の中で今後も事業を安定的
	額の増額や基準の緩和をしてほしい。		に継続していくため、現時点で紙おむつの
			支給基準や金額の変更は難しいと考えま
			すが、いただいたご意見を今後の施策検討
			の参考とさせていただきます。
l		1	· -

71	横須賀市で障害のある人の文化的活動を	1	いただいたご意見については、障害福祉課
	支える企画を考えてほしい。		だけではなく、全市的な対応が必要な内容
72	早期療育に取り組めるよう、5歳児検診を	1	となりますので、関係部署と情報共有し、
	取り入れてほしい。		今後の施策検討の参考とさせていただき
73	就学後も PT、OT、ST の利用ができるよう	1	ます。
	にしてほしい。		